［七十一～七十三　略］	［同上］
七十三の二　租税特別措置法施行規則第十三条の三第十四項の規定により提出する書類 ［七十三の三～八十一　略］	七十三の二　租税特別措置法施行規則第十三条の三第十三項の規定により提出する書類 ［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○経済産業省告示第百二号

広域的運営推進機関に関する省令（平成二十六年経済産業省令第三十六号）第九条第二項及び第九条の二第二項の規定に基づき、広域系統整備交付金に係る電気工作物の整備又は更新に要する費用等を定める告示を次のように定め、公布の日から施行する。

令和八年八月十四日

経済産業大臣　赤澤　亮正

広域系統整備交付金に係る電気工作物の整備又は更新に要する費用等を定める告示

（広域系統整備交付金に係る電気工作物の整備又は更新に要する費用）

第一条　広域的運営推進機関に関する省令（平成二十六年経済産業省令第三十六号。以下「広域省令」という。）第九条第二項に規定する経済産業大臣が定めるものは、広域系統整備計画の届出に係る費用の概算額の算定方法及びその負担の方法の基準を定める件（令和三年経済産業省告示第三十六号。以下「算定告示」という。）第四条第二号に規定する対象費とする。

（広域系統整備交付金及び貸付金の財源に充てるべき額）

第二条　広域省令第九条第二項に規定する広域系統整備交付金の財源に充てるべき額及び広域省令第九条の二第二項に規定する貸付金の財源に充てるべき額（以下「配分額」という。）は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第九十九条の八の規定により同法第二十八条の四に規定する推進機関が卸電力取引所から納付を受けた額を基に、次に掲げる事項を踏まえ、配分するものとする。

一　交付に係る広域系統整備計画及び貸付けに係る認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に関する費用

二　前号の整備又は更新の進捗状況

（広域系統整備交付金の算定）

第三条　広域省令第九条第二項に規定する経済産業大臣が定める算定方法は、次に掲げる額のうちいずれか低い額とする方法とする。

一　広域省令第九条第一項の請求に係る算定告示第四条第二号に規定する対象費に一から同項の請求に係る算定告示第一条第二項第三号に規定する再エネ寄与率を控除して得た率を乗じて得た額に、百分の五十を乗じて得た額

二　前条の規定により配分した広域系統整備交付金の配分額に、広域省令第九条第一項の請求に係る前号の額を、当該請求が行われた日の属する年度と同一の年度の全ての同項の請求に係る前号の額を合計した額で除して得た率を乗じて得た額

○経済産業省告示第百三号

平成十七年経済産業省告示第三十一号（重要電源開発地点の指定に関する規程）の一部を次の表のように改正する。

令和八年八月十四日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定） **第四条**　電源開発を行う者であって、かつ、重要電源開発地点の指定を申請する事業者（以下「申請者」という。）は、申請する地点に関する次に掲げる事項を記載した重要電源開発地点指定申請書（以下「申請書」という。）を経済産業大臣に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　原子力発電所にあっては、革新軽水炉、小型軽水炉その他の次世代革新炉の別、水力発電所にあっては、ダム式及び水路式の別、地熱発電所及び火力発電所にあっては、復水式、背圧式等の別 四～六　（略） 七　地元の立地に関する状況及び申請する地点の所在地を管轄する市町村長への協議の状況 八　（略） 2　（略） 3　資源エネルギー庁長官は、第一項の申請（当該申請に係る電源が原子力である場合に限る。）があった場合には、重要電源開発地点の指定が行われる前に原子力発電所の立地に係る公開ヒアリングを開催しなければならない。 4　資源エネルギー庁長官は、第一項の申請があった場合には、あらかじめ、重要電源開発地点の指定が行われる前に申請された地点の所在地を管轄する都道府県知事に対して、申請された地点の指定に係る意見の照会を行わなければならない。 5　（略） 6　経済産業大臣は、第一項の申請があった場合には、その申請された地点が次の各号（当該申請に係る電源が原子力以外の電源である場合にあっては、第三号を除く。）に掲げる要件に適合していると認められるときは、指定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。 一　申請する地点の電源について電気事業法第二十九条第一項に規定する供給計画に原則として記載がされていること。	（指定） **第四条**　電源開発を行う者であって、かつ、重要電源開発地点の指定を申請する事業者（以下「申請者」という。）は、申請する地点に関する次に掲げる事項を記載した重要電源開発地点指定申請書（以下「申請書」という。）を経済産業大臣に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　原子力発電所にあっては、軽水減速軽水冷却沸騰水型、改良型軽水減速軽水冷却沸騰水型、軽水減速軽水冷却加圧水型及び改良型軽水減速軽水冷却加圧水型の別、水力発電所にあっては、ダム式及び水路式の別、地熱発電所及び火力発電所にあっては、復水式、背圧式等の別 四～六　（略） 七　地元の立地に関する状況及び申請する地点の所在地を管轄する市町村長の同意の状況 八　（略） 2　（略） （新設） 3　資源エネルギー庁長官は、第一項の申請があった場合には、あらかじめ、重要電源開発地点の指定が行われる前に申請された地点の所在地を管轄する都道府県知事に対して、申請された地点に係る意見の照会を行わなければならない。 4　（略） 5　経済産業大臣は、第一項の申請があった場合には、その申請された地点が次に掲げる要件に適合していると認められるときは、指定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。 一　申請する地点の電源について電気事業法第二十九条第一項に規定する供給計画に記載がされていること。